

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2013年3月15日

Vol.44

発行

あおぞら法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498

博多港の船溜まりで親子猫に会いました。
子猫は母猫にじゃれて楽しそうです。
2匹は家猫のようでもあり、野良猫のようでもあります。
詩人天野忠さんの「世間へ」という詩を思い出しました。

世間へ 天野 忠

野良猫の母親が子猫に告げた。
一あの家には女の子と男の子がいる
うまくいけば飼ってもらえる
心細げに子猫は母親のさつい眼を見た。
一さあ、お前の分だけで生きてお行き
もう世間へ出ていく頃だ...

ふりむきもせず母親は
屋根伝いに
自分の餌を求めに行ってしまった。
子猫はじっと見送っていた。
それから
小さなかぼそい懸命に甘えた声で
ニャーンと鳴きながら
おそろおそろあの家の方へ
世間の方へ出て行った。

.....この写真の母猫は、まだ子猫を手放しようにありません。

「港町の親子猫」 photo 前田 豊

あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊
弁護士 古屋 勇一
弁護士 古屋 令枝
弁護士 小宮 和彦
弁護士 中村 伸子
弁護士 井上 敦史

心に残る風景

長良川のほとりです。小学生の頃、岐阜県郡上郡白鳥(しろとり)町(現在は郡上市)という山間の町で約二年間過ごしました。町の中を日本三大清流の一つと言われる長良川が流れ、夏は毎日川ガキ生活を送っていました。



弁護士 古屋 勇一

震災で石巻市の門脇地区の墓地が壊れていました。無縁供養の地蔵様が悲しみを慰めてくれるようです。



弁護士 前田 豊

厳しくも美しい残雪の穂高連峰。苦勞して山頂に着いた後に見る光景は感動でした。(若い頃の写真です)



弁護士 小宮 和彦

昨年、長女と二人でカンボジアの遺跡巡りをしました。アンコールワットをはじめ多くの遺跡がありましたが、中でもベトナムの遺跡が一番印象に残りました。天空の城ラピュタのモデルとも言われています。崩壊が激しく瓦が散らばる瓦礫になり、それを木の大きな根が包み込んでいます。森の中にひっそりとたたずむこの廃墟となつた寺院を見たとき大きな時間の流れを実感しました。



弁護士 古屋 令枝

子供は二人とも同じ産院で寒い二月に生まれました。寒がりの私ですが、出産後、産院の窓から見た粉雪の舞う風景は、今でも幸福な気持ちとともに心に残っています。



弁護士 中村 伸子

「青の洞窟」。当日は天気がよくなく、船が出るかどうかが微妙という話でしたが、無事出航。身をかがめんと入れへん入り口を通過したら、めっちゃ綺麗な青色の景色が、何遍でも行きたくなる風景でした!!



弁護士 井上 敦史



橋本 絵美

家族での石垣島旅行。流れ星が観えるスポットに行き、願い事を言う気満々で、ずーっと空を眺めていました。結局星は流れませんでした。手が届きそうな、きらきら輝く星空に感激しました☆

高津 千絵

ハワイ・オアフ島で観光用潜水艦「アトランティス」に乗って海に潜った時、カメやカラフルな魚たちが気持ちよさそうに泳いでいたのが、今でも心に残っています。

平島 照巳

子どもの頃北海道で見た、路上?にごろんごろんがっていたアザラシの姿です。かわいくてその姿だけ鮮明に覚えています。



photo by 長尾 大輔
宮古島です。

森 礼子

出産した直後、分娩台で初めて息子を抱いた瞬間です。産声をあげたかどうかの記憶が全くないのですが...

石橋 由香

子どもの頃サンタさんが家に来たことです。おもちゃ屋さんがサンタの格好をしてプレゼントを配達してくれたんですが、当時3歳の弟は本物と信じきっていました。当時10歳の姉は人間がサンタの格好しただけやんと冷静だったようです。。。

佐藤 亨恵

以前、博多駅南の大通り沿いの歩道で、「お魚くわえたドラ猫」を見たことがあります。さんまのような長い魚をくわえて、駆け抜けていった猫。一緒に居た先輩と大笑したあのアニメのような光景が今でも忘れられません。

「相続」で親族が「争族」とならないように するために？

弁護士 井上 敦史

1 はじめに

「相続争族」という言葉は、本当に耳にたがえるくらい聞き慣れている言葉です。この言葉がこうも一般的なものとなっているのは、やはり相続が開始される段階になってどの財産を誰が相続するのかという点で争い始めることが多いからです。

①の要件から、パソコンなどの機械を用いて作成されたものは「自筆で」という要件を充足していないため、遺言は無効となってしまう。

2 「遺言」の種類

単に遺言といっても、民法上、何と合計7種類もの方式の遺言が規定されています。そして、遺言は民法に規定されている方式に従わなければならないことができます（民法960条）。

3 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、最も簡単な方式の遺言で、費用もほとんどかからないというメリットがあります。もともと、自由に作成しているというわけではなく、①自筆で全文、日付及び氏名を書くこと、②押印をすること、という要件があります（民法968条1項）。

4 公正証書遺言

公正証書遺言は、その名の通り、遺言を公正証書によって作成する方式です。公正証書を作成するため、自筆証書遺言と比べて費用はかかってしまいますが、公証人が遺言書の原本を保管するので、偽造、盗難や紛失などの危険がほとんどなく、後々の遺言に関する紛争を防止するという観点からは大きなメリットがある方式です。

遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること、D・遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと、E・公証人がその証書はAないしDの方式に従って作つたものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと、という5つの要件があります（民法969条）。

04条3項。したがって、封印のある遺言書を発見した場合、遺言書の内容がどのようなものなのかすぐく気にはならないと思いますが、すぐに開封しないように気を付けて下さい。

7 まとめ
遺言書を予め作成しておくことは、残された家族の間で相続をめぐって争いが起きないための一つの対策ではありますが、やはり被相続人の財産について複数の相続人が関与してきますので、遺言書の内容によっては、逆に相続人同士の紛争を生じさせるということも当然考えられます。

●お世話になりました

弁護士 長尾 大輔



事務所で法律
から1年周

宮古島市は、人口約5万5000人で、裁判官が常駐し、私を含めて5人の弁護士がいます。弁護士としての仕事内容は、福岡にいた頃と変わりませんが、サトウキビの時刻取得など島ならではの事件もありです。離島のため世間が狭く、スパーなどで依頼者に

会つこともよくあり、ルーズな格好で外出することができません。利益相反には常に細心の注意を払わなければならず、国選弁護士でも、受任前に民事事件で相手方になつていないかチェックをしなければなりません。

宮古島は、美しい海が魅力です。4月に海開きがあり、10月末までは泳ぐとのこと、楽しみにしています。また、おあらかねが多く、街を走る車のスピードはともにつくります。大阪出身でせつかな私も、少しはおあらかねになればと思います。

原発を憲法の課題として、 廃棄を人類生存の義務として

寄稿

石村 善治

(福岡大学名誉教授)

福島原発事故が残した もの

東日本大震災と福島原発事故・暴発から今年三月十一日で満二年になろうとしています。しかし、いまだに震災の後始末も、原発事故解決の目途も立っていません。自民・公明両党政権は原発停止の意思を明確には表明していません。活断層だらけの日本列島で、原発存続の余地はなく、また、原発廃棄物は人類の未来永劫にまでかかる被害を及ぼすといわれています。まさに、生物滅亡・地球崩壊すら予測されている状況にあるといつても過言ではないと私は思っています。

憲法研究者としての 原発問題

3・11の原発事故を知ったとき、そしてその映像をテレビ・新聞・雑誌で見たとき、一九四五年六月十九日の福岡大空襲の惨状とそっくりだと思ひながら、日本全体の問題、いや全世界、人類の問題

とまでは、残念ながらすぐには思ひ及びませんでした。しかし、ときが経つにつれ、広島・長崎の原爆と同次元の問題であることに気づきはじめていました。しかし、それと同時に、それな

に、以前から小林直樹（東京大学教授）さんの著書には、「憲法政策論」として論じられていたことは知っていました。これも「将来の憲法政策論」であり、「現実の憲法解釈論」ではないと考えていました。ただ、行政法学者のかかりの人は、す

でに進行していた原発訴訟上の問題としては論じ、判例批評を書いていました。このような法律研究家の原発「無明（ムミヨウ）」の原因はなんだったのかというの、私の次の課題となりました。そして、それは結局「原発安全神話」による「迷妄のとりこ」であったことを知り

しました。2011.3.11から、ほんの一週間も経たないうちに、数年前から予定されていた東京での「日本・ドイツ法学者大会」の「無期延期」の通知をドイツの学会から受けました。そのとき、ドイツ人の対応の迅速さと福島原発事故のもつ世界的影響力の大きさを痛感しました。同時に、われわれ日本人には隠されている原発事故の「事実」の存在を疑わざるを得ませんでした。ドイツ連邦政府は、同年四月四日、いち早く本格的な原発問題の再検討のための学者・宗教家・労働代表からなる、政府から独立した「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」を立ち上げました。そして、同年五月三十日には、その報告書でドイツ連邦政府に提出しま

ます。そして、これらの原発問題の根底にある「理念」として、それを「倫理」とよび、「技術的観点及び経済的観点に先行するものである」と述べています。この「報告書」は、「環境破壊・原子力事故」のような、人間社会と自然との関係についての問題は、「ヨーロッパ文化とキリスト教の伝統からくる自然に対する人類の特別の義務の問題」と述べていますが、私は、ドイツやヨーロッパに止まらない全世界・全地球の問題としてこの「義務」を受けとめたいと思っています。

原発問題とドイツの姿勢

私の模索の中で、ドイツの原発問題に対する姿勢は、大きな示唆となっています。現在ドイツ政府は原発廃棄の方向をはっきり打ち出していますし、それにいたる三十年近くのドイツの歴史はわれわれにとって学ぶべき教材を多くふくんでいます。いまや、全世界の人々は、真剣に原発問題の処理に向き合おうとしています。とくに、一九八八年四月二十六日の旧ソ連チェルノブイリ原発事故の被害を受けたヨーロッパ、とくにドイツは、その典型です。福島原発事故直後、私は次のような経験を

人間の義務は技術や経済 に先行する

この「倫理報告書」は十年以内の「原発撤廃完了の可能性の確信」の宣言、その「論証」、「実現のための市民共同プロジェクト方式」、「将来のドイツのエネ

ルギー方式」の技術的・経済的実現可能性について提案してい